

令和8年度

指名競争入札参加資格審査申請書
(建設関連業務)

提出の手引

岩泉町総務課財政管財室

目次

1	指名競争入札参加資格審査申請書の提出手続等について	1
(1)	概要	1
(2)	資格審査を受けることができない者	1
(3)	競争入札参加基準	1
(4)	指名競争入札参加資格審査申請書の提出期間等	2
(5)	資格審査結果の公表	4
(6)	資格者名簿の有効期間	4
(7)	資格審査申請基準日	4
2	資格者名簿登録後の手続について	5
(1)	申請書類記載事項の変更届	5
3	資格の喪失及び取消しについて	5
(1)	資格の喪失	5
(2)	資格の取消し	5
4	提出期間以降の申請について	5
(1)	随時申請	5
5	申請書類の作成方法について	6
(1)	指名競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）	6
(2)	指名競争入札参加資格希望営業品目表（様式第1号別紙）	7
(3)	経営状況調査表（様式第2号）	7
(4)	添付資料	11
(5)	岩泉町への申請における追加項目及びその作成方法	12
6	各様式の記載例	13

1 指名競争入札参加資格審査申請書の提出手続等について

(1) 概要

岩泉町では、建設関連業務を次に掲げるとおり区分しており、これらの業務の委託契約に係る指名競争入札に参加するためには、あらかじめ指名競争入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）を受け、建設関連業務指名競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載される必要があります。

コード	業種区分	業務内容
01	測量	地上測量 地図の調整 航空測量
02	建築関係建設コンサルタント	意匠 構造 暖冷房 衛生 電気 建築積算 機械設備積算 電気設備積算 調査一般
03	土木関係建設コンサルタント	土質及び基礎 鋼構造物及びコンクリート 河川、砂防及び海岸 電力土木 道路 トンネル 施工計画、施工設備及び積算 建設機械 造園 鉄道 上水道及び工業用水道 下水道 農業土木 森林土木 都市計画及び地方計画 港湾及び空港 建設環境 水産土木 電気・電子 交通量解析 電算関係 計算業務 資料等整理施工管理 調査一般 市場調査
04	地質調査	地質調査
05	補償関係コンサルタント	土地調査 土地評価 物件 機械工作物 営業・特殊補償 事業損失 補償関連 不動産鑑定

(2) 資格審査を受けることができない者

次に掲げる者は、資格審査を受けることができません。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第 1 項において準用する同令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者（未成年者、成年被後見人又は被保佐人であって契約締結のために必要な法定代理人の同意を得ている場合は、同項の規定に該当しません。）
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
- ウ 建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札参加者の資格等に関する規程（平成 23 年岩泉町告示第 31 号の 2）第 9 条第 1 項の規定により資格の取消しを受けた者で、その処分の期間を経過していない者

(3) 指名競争入札参加資格基準

資格審査を受けようとする者は、次に掲げる条件を全て満たしていなければなりません。

ア 業種区分に係る申請要件

次の業種区分にあつては、それぞれに定める登録を受けている必要があります。

- (ア) 測量：測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条第 1 項の規定による登録
- (イ) 建築関係建設コンサルタント：建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による登録
- (ウ) 補償関係コンサルタントのうち不動産鑑定：不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 22 条第 1 項の規定による登録

イ 業務内容に係る申請要件

申請する業務内容ごとに、以下の(ア)及び(イ)の要件を満たす必要があります。ただし、次の業務内容については、業務に当たり資格が不要なため、当該業務に係る実績を有している者が在籍していることが要件となります。

建築関係建設コンサルタント：調査一般

土木関係建設コンサルタント：交通量解析、電算関係、計算業務、資料等整理、施工管理、調査一般、市場調査

(ア) 別表「有資格技術者一覧表」に掲げる資格等を有する技術者が在籍していること。

(イ) 当該業務内容に係る技術者が、過去 10 年間に当該業務内容に係る実績を有していること。

ウ 国税（所得税又は法人税、消費税及び地方消費税）及び岩泉町税について、未納がないこと。

(4) 指名競争入札参加資格審査申請書の提出期間等

ア 提出期間

令和 8 年 2 月 2 日（月）から令和 8 年 2 月 27 日（金）17 時

※ この期間中の土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

イ 提出書類（全ての申請者において共通）

申請に当たっての提出書類は、次の表のとおりとなります。記載方法等の詳細については、「5 申請書類の作成等について」及び「6 各様式の記載例」を参照してください。

番号	提出書類	提出対象	○：必須 △：該当者のみ 注意事項
-	A4 版紙製フラットファイル	○	提出書類を以下の番号順にファイルに綴り、背表紙及び表紙には、「商号又は名称」を記載してください。
1	申請書類チェックリスト (No.1、No.2)	○	必要な書類が揃っているか必ず確認してください。
2	指名競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号） <u>※代表者印の押印は不要です。</u> 指名競争入札参加資格希望営業品目表（様式第 1 号 別紙）	○	行政書士等が代理申請をする場合は、申請者（代表者）から申請代理人（行政書士等）への委任状（任意様式）を添付してください。 合致する品目がない場合は、一番近いと思われる品目を選択し、様式第 1 号別紙を必ず添付してください。
3	経営状況調査表（様式第 2 号）	○	経営状況を取りまとめて記載してください。
4	営業所一覧表（様式第 3 号）	△	契約締結権限を委任する営業所等について記載してください。 <u>委任しない場合は提出不要です。</u>
5	登記事項証明書又は営業証明書の写し	○	【法人】法務局が発行する登記事項証明書（商業・法人登記）（履歴事項全部証明書） 【個人】住民登録地の市区町村が発行する営業証明書又は事業証明書
6	営業に関する登録証明書の写し	○	提出する書類については、5-(4)-イを参照してください。
7	申請業務内容に係る業務実績書（様式第 4 号） <u>※岩手県様式準用可</u>	○	申請する全ての業務内容ごとに作成してください。（業種区分ごとではありません。）
8	技術者経歴書（様式第 5 号） <u>※岩手県様式準用可</u>	○	申請する全ての業務内容ごとに作成してください。（業務区分ごとではありません。）

番号	提出書類	提出対象	○：必須 △：該当者のみ 注意事項
9	申請業務内容に係る技術者業務経歴書 (様式第6号) ※岩手県様式準用可	△	申請する全ての業務内容ごとに作成してください。(業種区分ごとではありません。) <u>ただし、次の業務内容については本様式の作成は不要です。</u> 建築関係建設コンサルタント：調査一般 土木関係建設コンサルタント：交通量解析、電算関係、計算業務、資料等整理、施工管理、調査一般、市場調査
10	業種ごとの実績高を確認できる書類の写し	○	提出する書類については、5-(4)-ウを参照してください。
11	委任状(様式第7号)	△	契約締結権限を支店長・営業所長等の代理人に委任する場合に提出してください。なお、委任に当たっては、本様式に記載されている委任事項全てを代理人に委任することが必要です。
12	使用印鑑届(様式第8号)	△	次のいずれかに該当する場合は提出してください。 ・入札、契約の締結等に使用する印鑑が実印(印鑑証明書の登録印)と異なる場合 ・委任状(様式第7号)を提出する場合
13	印鑑証明書(写し可) ※申請日から3か月以内のもの	○	【法人】本店所在地を管轄する法務局が発行したもの 【個人】住民登録地の市区町村が発行したもの
14	国税納税証明書(写し可) ※申請日から3か月以内のもの	○	【法人】納税証明書その3の3 【個人】納税証明書その3の2
15	町税の滞納がないことの証明書(証明願) ※申請日から3か月以内のもの <u>岩泉町内に事業所、営業所を有し納税義務がある申請者は、必ず提出すること。</u> <u>岩泉町役場町民課及び各支所にて証明を受けてください。</u>	△	岩泉町に納付すべき全ての町税に係る滞納がないことの証明です。 【法人】代表者が岩泉町内に住所を有している →法人分及び代表者個人分 代表者が岩泉町内に住所を有していない →法人分のみ 【個人】代表者個人分の証明願及び税証明交付申請書
16	承諾書(様式第9号)	△	岩泉町内に事業所、営業所(契約締結権限を有する)を有する申請者は提出してください。
17	財務諸表類の写し(直近1年分)	○	【法人】決算書類等 【個人】確定申告書の写し(事業所得等に係る収支内訳書等も含む)
18	技術者の資格を確認できる書類の写し	○	「経営状況調査表(様式第2号)」の有資格者数(人)に計上した技術者の資格を確認できる書類(資格者証又は免状等)の写しを提出してください。内容が確認できる程度に集約コピー又は両面コピーしていただいて差し支えありません。 なお、No.9の書類の提出により資格を確認できる技術者の分については、提出を省略することができます。

番号	提出書類	提出対象	注意事項
			○：必須 △：該当者のみ
19	I S O 認証取得証明書の写し	△	国際標準化機構が定めた I S O 9001 又は I S O 14001 を認証取得している場合で、令和 8 年 1 月 31 日現在において登録されているものに限りま
20	資本関係・人的関係調書（様式第 10 号）	○	資本関係・人的関係の該当がない場合でも必ず作成してください。該当有となる規準については、記載例を参照してください。
21	暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しない旨の誓約書（様式第 11 号）	○	必ず本町の様式をお使いください。本書の提出がない場合は、申請を受け付けません。

ウ 申請書の提出に当たっての注意事項

- (ア) 提出書類は、A 4 版紙製フラットファイル（色は任意）にとじ込みの上、表紙及び背表紙に「商号又は名称」と「指名競争入札参加資格審査申請書」を記入してください。
- (イ) 提出書類は、提出書類一覧表の中で準用可としているものに限り、岩手県様式を使用できるものとします。
- (ウ) 提出書類に押印する印鑑については、委任状（様式第 7 号）及び使用印鑑届（様式第 8 号）の使用印欄を除き、全て実印（印鑑証明書の登録印）としてください。

エ 申請書の提出先、問合せ先

- (ア) 提出先：岩泉町役場総務課財政管財室
- (イ) 所在地：〒027-0595 岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑 59 番地 5
- (ウ) 電話番号：0194-22-2111（内線 309）

オ 提出方法

郵送のみ（令和 8 年 2 月 27 日（金） 当日消印有効とします。）

カ 提出部数

提出部数は、1 部とします。

- (5) 資格審査結果の公表
審査の結果は、令和 8 年 7 月上旬頃（予定）に岩泉町ホームページで公表します。
- (6) 資格者名簿の有効期間
今回の申請による資格者名簿の有効期間は、令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日までの 1 年間の予定です。
- (7) 資格審査申請基準日
資格審査申請基準日は令和 8 年 1 月 1 日です。

2 資格者名簿登載後の手続について

(1) 申請書類記載事項の変更届

申請書類の提出後、次の各号のいずれかに該当する場合は、その都度指名競争入札参加資格審査申請書変更届（様式第12号）を提出してください。

- ア 所在地、電話番号等を変更した場合
- イ 商号又は名称、代表者又は受任者等を変更した場合
- ウ その他申請書類の記載事項等に変更があった場合

3 資格の喪失及び取消しについて

(1) 資格の喪失

資格者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、資格が失われます。

- ア 地方自治法施行令第167条の11第1項で準用する同令第167条の4第1項の規定に該当する者となった場合（未成年者、成年被後見人又は被保佐人であって契約締結のために必要な法定代理人の同意を得ている場合は、同項の規定に該当しません。）
- イ 法令の規定により業務に関する登録を抹消された場合

(2) 資格の取消し

資格者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、資格が取り消されることがあります。

- ア 契約の履行に当たり、故意に建設関連業務、工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- オ 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。
- カ アからオまでに掲げる事項のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- キ 1-(2)-イに該当する者であることが判明した場合で極めて悪質であると町長が認めるとき。
- ク 建設関連業務競争入札参加資格審査申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった場合で悪質であると町長が認めるとき。

4 提出期間以降の申請について

(1) 随時申請

次の各号のいずれかに該当する方は、1-(4)-アの期間外であっても随時申請することができます。なお、申請書の提出に当たっては、事前に総務課財政管財室までご連絡ください。

- ア 新たに資格基準を具備するに至った場合
- イ 資格者名簿に登載されている者から営業又は事業の全部又は一部を承継した場合
- ウ 資格者名簿に登載されている者が営業又は事業の一部を譲渡した場合
- エ 3-(1)に該当するとして資格を失った後、新たに法令の規定による登録を受けた場合
- オ 3-(2)に該当するとして資格を取り消され、その期間が経過した場合

5 申請書類の作成等について

申請書類の記載事項の基準日については、特筆がない限り、直近の審査基準日としてください。

(1) 指名競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

ア 英数字については、半角で入力してください。

イ 様式中「※」と記載されている項目については、何も記載しないでください。

ウ 「01 新規・更新」欄には、該当する申請区分に「○」を記載してください。なお、「新規」とは、岩泉町に対して過去に一度も申請を行っておらず初めて申請をする場合又は過去に何度か申請をしたことがあっても前回の申請を行っていない場合をいいます。

エ 「04 法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第39条第1項又は第2項の規定により法人番号の指定を受けている場合に、国税庁長官から通知された13桁の法人番号を記載してください（登記事項証明書に記載されている「会社法人等番号」とは異なります）。なお、個人事業者等、法人番号がない場合には記載を要しません。

オ 「03 業者コード」及び「05 建設業許可番号」欄については、記載を要しません。

カ 「06 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合である場合に、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載してください。

キ 「09 商号又は名称」欄における株式会社等法人の種類を表わす文字については、次の表の略号を用いてください。なお、この表の区分に該当しない法人については、略称表記をせずに記載してください。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	合同会社	有限責任事業組合	経常建設共同企業体
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)	(共)
種類	一般財団法人		一般社団法人		公益財団法人	公益社団法人		特例財団法人	特例社団法人	
略号	(一財)		(一社)		(公財)	(公社)		(特財)	(特社)	

ク 「11 代表者氏名」欄において、ミドルネームを持つ方については、「姓」欄にラストネーム、「名」欄にファーストネーム及びミドルネームを記載してください。この方法によることができない場合は、全てを「姓」欄に記載してください。なお、本様式におけるその他の氏名欄についても同様に記載してください。

ケ 「12 本社（店）電話番号」欄及び「16 担当者電話番号」欄における市外局番、市内局番及び番号については、() を用いずに数字のみを記載してください。内線番号欄は、必要がある場合に記載してください。

コ 「17 担当者メールアドレス」欄については、岩泉町からの種々の連絡に対応できるEメールアドレスを記載してください。アドレスがない場合は記載不要です。

サ 「18 代理申請時使用欄」は、行政書士等が委任を受けて代理申請する場合に記載してください。なお、従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は、本欄への記載は不要です。

シ 「19 外資状況」欄については、外資系企業（日本国籍会社を含む。）である場合に、該当する会社区分に「○」を記載するとともに、[] 内に外国名を、() 内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載してください。外資がない場合には、「外資なし」欄に「○」を記載してください。なお、「3 日本国籍会社」（外資比率：100%）とは100パーセント外国資本の会社を、「4 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいいます。

ス 「20 営業年数」欄には、登録を希望する業種に係る事業の開始日（複数の業種を希望する場合は最も早い開始日）から審査基準日までの期間（1年未満切り捨て）を記載してください。ただし、この間に当該事業を中断した期間がある場合には、これを除いた期間（1年未満切り捨て）を記載してください。

セ 「21 常勤職員の人数（人）」欄については、次により記載してください。

（ア） 「①技術職員」及び「②事務職員」の各欄には、審査基準日の前日において常時雇用している従業員のうち、専ら登録を希望する業種に従事している職員の人数を記入してください。

（イ） 「③その他の職員」欄には、（ア）以外の職員数で法人にあっては常勤役員の数を含めた人数を、個人にあっては事業主を含めた人数をそれぞれ記載してください。

（ウ） 「④計」欄には、①～③の合計人数を記入してください。

（エ） 「⑤役職員等」欄には、常勤役員又は事業主の人数を内数で記載してください。

ソ 「22 設立年月日（和暦）」欄には、登記事項証明書に記載の設立年月日を記載してください。なお、個人事業者の場合には記載不要です。

タ 「23 みなし大企業」欄は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する中小企業のうち、次のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）に当たる場合に「下記のいずれかに該当する」欄に「○」を記載してください。これらに該当しない場合は「該当しない」欄に「○」を記載してください。

（ア） 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業

（イ） 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業

（ウ） 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

（2） 指名競争入札参加資格希望営業品目表（様式第1号 別紙）

指名競争入札参加資格希望営業品目表（様式第1号 別紙）の「24 希望する資格の種類等」については、「建設関連業務」のうち、希望する業務内容を選択し、右の欄に○を記載してください。（複数選択可）

（3） 経営状況調査表（様式第2号）

ア 「25 測量等実績高」の各欄については、次により記載してください。なお、建設工事、物品の製造・販売、役務の提供等の実績は含めないでください。

（ア） 「希望業種区分」欄は、1-(1)の表に掲げる業種区分のうち登録を希望する業種区分の名称を「業種名」欄に、同業種のコードを「コード」欄に記載してください。

（イ） 「直前々年度分決算」及び「直前年度分決算」の「年 月から 年 月まで」と記された欄に、該当する決算期の年月を記載してください。

（ウ） 「直前々年度分決算」欄には審査基準日の直前1年度分決算（審査基準日の直前の事業年度の決算のことをいう。以下同じ。）の前の決算による実績高を、「直前年度分決算」欄には審査基準日の直前1年度分決算による実績高を、「前2ヶ年間の平均実績高」欄には両決算に基づき算定した前2か年間の平均実績高を、それぞれ登録を希望する業種区分ごとに記載してください（百円単位は四捨五入）。登録を希望する業種区分以外の業種に係る実績高がある場合には、これを「合計」欄の上欄に「その他」として一括計上したうえで、これを含めた合計額を「合計」欄に記載してください。

（エ） 決算が1事業年度1回の場合には、「直前々年度分決算」及び「直前年度分決算」の各欄は、当該左右欄のうち右欄のみに記載してください。

（オ） 個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業に係るものに限る。）を含めた実績を記載してください。

イ 「26 有資格者数」欄については、下表の右欄及び別表「有資格技術者一覧表」に掲げる有資格者の数をそれぞれ該当する欄に記載し、同表「その他」の欄に掲げる職員数については空白の欄に当該免許等の名称とともに記載してください。

記載する有資格者数は自社の常勤職員のみとし、非常勤職員、友好・協力関係にある別企業の職員等は記載しないでください。

免許等の名称	有資格者
構造設計一級建築士	一級建築士として5年以上構造設計の業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習の課程を修了した者（新建築士法の施行前においてもその実施が認められている講習（いわゆる「みなし講習」）受講者を含む。）
設備設計一級建築士	一級建築士として5年以上設備設計の業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習の課程を修了した者（新建築士法の施行前においてもその実施が認められている講習（いわゆる「みなし講習」）受講者を含む。）
一級建築士	建築士法による一級建築士の免許を受けている者
二級建築士	建築士法による二級建築士の免許を受けている者
建築設備士	建築士法に基づく建築設備資格者を定める告示（昭和60年建設省告示第1526号）による建築設備士の登録を受けている者
建築積算資格者	公益社団法人日本建築積算協会の行う建築積算資格者試験に合格し、登録を受けている者
1級土木施工管理技士	建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち検定種目を土木施工管理とするものの1級に合格した者
2級土木施工管理技士	設業法による技術検定のうち検定種目を土木施工管理とするものの2級に合格した者
測量士	測量法による測量士の登録を受けている者
測量士補	測量法による測量士補の登録を受けている者
環境計量士	計量法（平成4年法律第51号）による環境計量士の登録を受けている者
港湾海洋調査士	一般社団法人海洋調査協会の行う港湾海洋調査士認定試験に合格した者
不動産鑑定士	不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士の登録を受けている者
不動産鑑定士補	不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士補の登録を受けている者
土地家屋調査士	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）による土地家屋調査士の登録を受けている者
司法書士	司法書士法（昭和25年法律第197号）による司法書士の登録を受けている者
RCCM	一般社団法人建設コンサルタント協会の行うRCCM資格試験に合格し、登録を受けている者

免許等の名称		有資格者
技術士	総合技術監理部門	技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)による第 2 次試験のうち、技術部門を総合技術監理部門(選択科目を下記部門の選択科目(記載のない部門は全ての選択科目)とするものに限る。)に合格した者
	建設部門	技術士法による第 2 次試験のうち、技術部門を建設部門(選択科目を「土質及び基礎」とするものを除く。)とするものに合格した者
	農業部門	技術士法による第 2 次試験のうち、技術部門を農業部門(選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。)とするものに合格した者
	森林部門	技術士法による第 2 次試験のうち、技術部門を森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者
	上下水道部門	技術士法による第 2 次試験のうち、技術部門を上下水道部門とするものに合格した者
	電気電子部門	技術士法による第 2 次試験のうち、技術部門を電気電子部門とするものに合格した者
	機械部門	技術士法による第 2 次試験のうち、技術部門を機械部門とするものに合格した者
	地質調査	技術士法による第 2 次試験のうち、技術部門を建設部門(選択科目を「土質及び基礎」とするものに限る。)又は応用理学部門(選択科目を「地質」とするものに限る。)とするものに合格した者
	衛生工学部門	技術士法による第 2 次試験のうち、技術部門を衛生工学部門とするものに合格した者
	環境部門	技術士法による第 2 次試験のうち、技術部門を環境部門とするものに合格した者
	水産部門	技術士法による第 2 次試験のうち、技術部門を水産部門とするものに合格した者
その他		建設業法による技術検定のうち検定種目を管工事施工管理、電気工事施工管理又は造園施工管理とするものに合格した者
		電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)による第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者の免状の交付を受けている者
		公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用、これに伴う損失の補償又はこれらに関連する業務に関し 7 年以上の実務の経験を有する者
		上記の他、測量等業務に関連する免許等を受けている者

ウ 「27 自己資本額」欄は、下記により記載してください。

(ア) 「①株主資本」欄には、次の計算式により算出した金額を記載してください（百円単位は四捨五入）。また、申請者が外資系企業の場合には、「①株主資本」欄の下段の（）内に外国資本の額を内数で記載してください。

計算式：払込済資本金の額＋（新株式申込証拠金の額＋資本剰余金の額＋利益剰余金の額＋自己株式申込証拠金の額）－自己株式の額

なお、申請者が次のいずれかに該当する者である場合は、上記計算式によらずにそれぞれに掲げる算出方法により本欄を記載してください。

- a 有限会社の場合は、出資払込金の額及び出資申込証拠金の額
- b 組合の場合は、組合の基本財産と組合員の払込資本金に利益剰余金を加えた額の合計額
- c 所得税青色申告決算書により確定申告を行う個人事業者の場合は、確定申告書控えの貸借対照表から、「(事業主借＋元入金＋青色申告特別控除前の所得金額)－事業主貸」で算出した金額。なお、「④計」欄には同じ金額を入れること
- d 所得税確定申告書Bにより確定申告を行う個人事業者の場合は、自己資本額は「0」で申請すること

(イ) 「②評価・換算差額等」欄には、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があった場合に、その合計の額を記載してください。

(ウ) 「③新株予約権」欄には、新株予約権があった場合にその額を記載してください。

エ 「28 経営状況（流動比率）」欄の「①流動資産」及び「②流動負債」の各欄は、直前1年度分決算の数値により記載してください（百円単位は四捨五入）。「③流動比率」欄は、小数点以下第二位を四捨五入して小数点以下第一位までの数値を記載してください。

オ 「29 登録を受けている事業」欄については、下表の区分による登録を受けている場合には、それぞれ該当する欄に登録番号及び登録年月日を記入し、これら以外の登録等を受けている場合には余白の欄に当該事項を記載してください。

登録等の名称	内容
測量業者	測量法第55条による登録を受けている場合
建築士事務所	建築士法第23条による登録を受けている場合
建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けている場合
地質調査業者	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合
補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条による登録を受けている場合
不動産鑑定業者	不動産の鑑定評価に関する法律第22条による登録を受けている場合
土地家屋調査士	土地家屋調査士法第8条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1人のみについて記載する。）
司法書士	司法書士法第8条による登録を受けている場合
計量証明事業者	計量法第107条による登録を受けている場合

カ 「30 営業年数の詳細」の「④営業年数」欄の年数は、(1)の指名競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）の「20 営業年数」欄の年数と一致させてください。

(4) 添付資料

下記の添付資料のうち、官公署が行った証明資料については、内容が鮮明である場合に限り写しの提出でも可とします。なお、公的機関の証明書については、申請日より3か月前までのものを有効としますので、証明日に注意してください。

ア 登記事項証明書又は営業証明書

以下の証明書で、申請書提出日の直前3か月以内に発行されたものを提出してください。

【法人】法務局が発行する登記事項証明書（商業・法人登記）（履歴事項全部証明書）

【個人】住民登録地の市区町村が発行する営業証明書又は事業証明書

なお、申請者が外国事業者の場合は、登記事項証明書に代えて当該国の管轄官庁又は権限のある機関の発行する書面とすることができます。

イ 営業に関する登録証明書の写し

「経営状況調査表（様式2号）」の「29 登録を受けている事業」欄に記載した各登録等についての登録官公署が発行する証明書で、申請書提出日の3か月以内に発行されたものを提出してください。登録を希望しない業種区分に係るものについては提出不要です。

なお、測量業者については、証明書に代え「測量法に基づく測量業者としての登録（更新）通知書」の写しを提出してください。また、建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程及び補償コンサルタント登録規程による登録を受けている方は、当該登録の通知の写しで差し支えありません。

ウ 業種区分ごとの実績高を確認できる書類の写し

業種区分ごとの実績高を確認するため、下記のいずれかの登録を受けている方は、それぞれに掲げる書類の写しを提出してください。

(ア) 測量法の規定による登録

測量法第55条の8の規定による書類のうち、次の書類の写し

- a 「財務事項一覧表」（直前2年分）
- b 「添付書類（ホ）使用人数、営業所ごとの測量士・測量士補の人数」（直前1年分）

(イ) 建設コンサルタント登録規程に定める登録

建設コンサルタント登録規程第7条の規定による現況報告書のうち、次の書類の写し

- a 「ハ 直前1年の事業収入金額」（直前2年分）
- b 「ニ 使用人数」（直前1年分）
- c 「ホ 技術管理者」（直前1年分）
- d 「ヘ 技術士等一覧表」（直前1年分）
- e 「ト 財務事項一覧表」（直前1年分）

(ウ) 地質調査業者登録規程に定める登録

地質調査業者登録規程第7条の規定による現況報告書のうち、次の書類の写し

- a 「ハ 直前1年の事業収入金額」（直前2年分）
- b 「ニ 使用人数」（直前1年分）
- c 「ホ 技術管理者、現場管理者」（直前1年分）
- d 「ヘ (1)規程第3条第1号イ若しくはハに掲げる資格又はこれと同等以上の資格を有する技術者の一覧表」（直前1年分）
- e 「ヘ (2)規程第3条第2号イに掲げる資格又はこれと同等以上の資格を有する技術者の数」（直前1年分）
- f 「ト 財務事項一覧表」（直前1年分）

(エ) 補償コンサルタント登録規程に定める登録

補償コンサルタント登録規程第7条の規定による現況報告書のうち、次の書類の写し

- a 「ハ 直前1年の事業収入金額」(直前2年分)
- b 「ニ 使用人数」(直前1年分)
- c 「ホ 財務事項一覧表」(直前1年分)

エ 国税納税証明書

国税の未納税額のないことについて税務署が発行する証明書で、申請書提出日の直前3か月以内に発行されたものを提出してください。(写し可。全ての申請者が提出の対象となります。)

【法人の場合】納税証明書(その3の3)

【個人事業者の場合】納税証明書(その3の2)

オ 町税の滞納がないことの証明書(証明願)

岩泉町に納付すべき町税に係る納税証明書となります。申請書提出日の直前3か月以内に発行されたものを提出してください。この書類は、岩泉町に納税義務がある申請者が提出の対象となります。岩泉町内に営業所を有する申請者は必ず提出してください。

なお、法人の代表者の住所が岩泉町内にある場合は、代表者個人分についても証明を受けて提出してください。様式は「証明願」を使用し、「証明願」に必要事項を記入した上で、岩泉町役場町民課、各支所で証明(発行)を受けてください。

カ 財務諸表類の写し(直近1年分)

申請者が自ら作成している直前1年度分決算に係る貸借対照表、損益計算書及び利益金処分(損失処理)計算書をいいます。全ての申請者が提出対象となります。

会社法及び会社計算規則により計算資料を作成する法人にあっては、貸借対照表及び損益計算書、個人事業者にあっては確定申告書及び収支内訳書又は青色申告決算書等が該当します。

キ 申請に係る委任状(代理人による申請をする場合)

行政書士等の代理人により申請する場合には、申請者の代表者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状(正本、任意様式)を提出してください。自社の従業員が持参して提出する場合は、この書類の作成は不要です。なお、本委任状の要件は以下のとおりです。

(ア) 委任状の日付が申請書提出日の直前3か月以内のものであること

(イ) 委任の範囲が具体的に記載してあること

(ウ) 受任者が行政書士の場合は、登録番号(行政書士証票の番号)の記載があること

(エ) 委任者・受任者の氏名、住所の記載があること

(5) 岩泉町への申請における追加項目等及びその作成方法

岩泉町において、独自に追加する項目及び添付資料については、次の表の追加項目等一覧のとおりです。各書類の記載内容等については記載例をそれぞれ参照してください。

追加項目等一覧(岩泉町)

追加する項目等						
番号	項目名	項目の説明	法人	個人	追加する理由	備考
1	指名競争入札参加資格希望営業品目表(様式第1号別紙)	申請する業種区分ごとに、登載を希望する業務内容について、本様式に取りまとめること。	○	○	申請する業務内容を確認するため。	1ページの(2)イの「業務内容に係る申請要件」を満たす業務に限り申請することができるものとする。

追加する項目等						
番号	項目名	項目の説明	法人	個人	追加する理由	備考
2	申請業務内容に係る業務実績書（様式第4号）	申請する全ての業務内容ごとに、申請者の過去10年間の主な完成業務及び未完成業務実績について、本様式に記載すること。	○	○	申請する業務について、当該業務の実績を確認するため。	建築関係建設コンサルタント：一般調査、土木関係建設コンサルタント：交通量解析、電算関係、計算業務、資料等整理、施工管理、調査一般、市場調査についても作成すること。 なお、本様式に代えて岩手県様式第6号による提出を可とする。
3	技術者経歴書（様式第5号）	申請する全ての業務内容ごとに、対応する全ての技術者の経歴について、本様式に取りまとめること。	○	○	申請する業務について、技術者の経歴を確認するため。	建設関係コンサルタント：調査一般、土木関係建設コンサルタント：交通量解析、電算関係、計算業務、資料等整理、施工管理、調査一般、市場調査についても作成すること。 なお、本様式に代えて岩手県様式第4号による提出を可とする。
4	申請業務内容に係る技術者業務経歴書（様式第6号）	申請する業務内容ごとに、代表する技術者1名の過去10年間の主な業務経歴について、本様式に記載すること。	○	○	申請する業務について、技術者が過去10年間に当該業務に係る実績を有しているか確認するため。	本様式に代えて、岩手県様式第5号による提出を可とする。 なお、建築関係建設コンサルタント：調査一般、土木関係建設コンサルタント：交通量解析、電算関係、計算業務、資料等整理、施工管理、調査一般、市場調査については本様式の作成を不要とする。
5	技術者の資格を確認できる書類の写し	経営状況調査表（様式第2号）の有資格者数（人）に計上した技術者の資格を確認できる書類（資格者証又は免状等）の写しを提出すること。	○	○	申請する業務に係る技術者が在籍している事実を確認するため。	文字が読み取れる範囲であれば集約コピーの提出でも可能とする。 なお、12ページのウの「業種区分ごとの実績高を確認できる書類の写し」に掲げる各書類の提出により資格を確認できる技術者の分については提出の省略を可とする。

6 各様式の記載例
次頁以降のとおり

別表有資格技術者表

業種区分	業務内容	資格等
測量	地上測量	測量士
	地図の調整	測量士
	航空測量	測量士
建築関係建設コンサルタント	意匠	一級建築士、二級建築士、インテリアコーディネーター又はインテリアプランナーのいずれか
	構造	一級建築士、二級建築士又はJ S C A建築構造士のいずれか
	暖冷房	技術士・衛生工学部門（建築物環境衛生管理）、技術士・総合技術監理部門（衛生工学－建築物環境衛生管理）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験 20 年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が 25 年以上の者、設備設計一級建築士、建築設備士又は管工事施工管理技士（1 級又は2 級）のいずれか
	衛生	技術士・衛生工学部門（建築物環境衛生管理）、技術士・総合技術監理部門（衛生工学－建築物環境衛生管理）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験 20 年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が 25 年以上の者、設備設計一級建築士、建築設備士又は管工事施工管理技士（1 級又は2 級）のいずれか
	電気	技術士・電気電子部門（電気設備）、技術士・総合技術監理部門（電気電子－電気設備）、R C C M（電気電子）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験 20 年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が 25 年以上の者、設備設計一級建築士、建築設備士、電気主任技術者（第一種、第二種又は第三種）、電気工事士（第一種又は第二種）又は電気工事施工管理技士（1 級又は2 級）のいずれか
	建築積算	一級建築士、二級建築士又は建築積算士のいずれか
	機械設備積算	技術士・機械部門（加工・生産システム・産業機械）、技術士・総合技術監理部門（機械－加工・生産システム・産業機械）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験 20 年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が 25 年以上の者、設備設計一級建築士、建築設備士又は管工事施工管理技士（1 級又は2 級）のいずれか
電気設備積算	技術士・電気電子部門（電気設備）、技術士・総合技術監理部門（電気電子－電気設備）、R C C M（電気電子）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験 20 年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が 25 年以上の者、設備設計一級建築士、建築設備士、電気主任技術者（第一種、第二種又は第三種）、電気工事士（第一種又は第二種）又は電気工事施工管理技士（1 級又は2 級）のいずれか	

業種区分	業務内容	資格等
土木関係建設コンサルタント	土質及び基礎	技術士・建設部門（土質及び基礎）、技術士・総合技術監理部門（建設－土質及び基礎）、RCCM（土質及び基礎）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験 20 年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が 25 年以上の者のいずれか
	鋼構造物及びコンクリート	技術士・建設部門（鋼構造及びコンクリート）、技術士・総合技術監理部門（建設－鋼構造及びコンクリート）、RCCM（鋼構造及びコンクリート）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験 20 年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が 25 年以上の者のいずれか
	河川、砂防及び海岸	技術士・建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋）、技術士・総合技術監理部門（建設－河川、砂防及び海岸・海洋）、RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験 20 年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が 25 年以上の者のいずれか
	電力土木	技術士・建設部門（電力土木）、技術士・総合技術監理部門（建設－電力土木）、RCCM（電力土木）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験 20 年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が 25 年以上の者のいずれか
	道路	技術士・建設部門（道路）、技術士・総合技術監理部門（建設－道路）、RCCM（道路）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験 20 年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が 25 年以上の者のいずれか
	トンネル	技術士・建設部門（トンネル）、技術士・総合技術監理部門（建設－トンネル）、RCCM（トンネル）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験 20 年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が 25 年以上の者のいずれか
	施工計画、施工設備及び積算	技術士・建設部門（施工計画、施工設備及び積算）、技術士・総合技術監理部門（建設－施工計画、施工設備及び積算）、RCCM（施工計画、施工設備及び積算）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験 20 年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が 25 年以上の者のいずれか
	建設機械	技術士・機械部門（機構ダイナミクス・制御）、技術士・機械部門（加工・生産システム・産業機械）、技術士・総合技術監理部門（機械－機構ダイナミクス・制御）、技術士・総合技術監理部門（機械－加工・生産システム・産業機械）、RCCM（機械）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験 20 年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が 25 年以上の者のいずれか
	造園	技術士・建設部門（都市及び地方計画）、技術士・総合技術監理部門（建設－都市及び地方計画）、RCCM（都市計画及び地域計画又は造園）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験 20 年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が 25 年以上の者又は 1 級造園施工管理技士のいずれか
	鉄道	技術士・建設部門（鉄道）、技術士・総合技術監理部門（建設－鉄道）、RCCM（鉄道）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験 20 年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が 25 年以上の者のいずれか

業種区分	業務内容	資格等
土木関係建設コンサルタント	上水道及び工業用水道	技術士・上下水道部門（上水道及び工業用水道）、技術士・総合技術監理部門（上下水道－上水道及び工業用水道）、RCCM（上水道及び工業用水道）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験 20 年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が 25 年以上の者のいずれか
	下水道	技術士・上下水道部門（下水道）、技術士・総合技術監理部門（上下水道－下水道）、RCCM（下水道）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験 20 年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が 25 年以上の者のいずれか
	農業土木	技術士・農業部門（農業農村工学）、技術士・総合技術監理部門（農業－農業農村工学）、RCCM（農業土木）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験 20 年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が 25 年以上の者、農業土木技術管理士又は畑地かんがい技士のいずれか
	森林土木	技術士・森林部門（森林土木）、技術士・総合技術監理部門（森林－森林土木）、RCCM（森林土木）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験 20 年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が 25 年以上の者又は林業技士（森林土木部門）のいずれか
	都市計画及び地方計画	技術士・建設部門（都市及び地方計画）、技術士・総合技術監理部門（建設－都市及び地方計画）、RCCM（都市計画及び地方計画）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験 20 年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が 25 年以上の者のいずれか
	港湾及び空港	技術士・建設部門（港湾及び空港）、技術士・総合技術監理部門（建設－港湾及び空港）、RCCM（港湾及び空港）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験 20 年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が 25 年以上の者のいずれか
	建設環境	技術士・建設部門（建設環境）、技術士・衛生工学部門、技術士・環境部門、技術士・総合技術監理部門（建設－建設環境）、技術士・総合技術監理部門（衛生工学部門の選択科目）、技術士・総合技術監理部門（環境部門の選択科目）、RCCM（建設環境）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験 20 年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が 25 年以上の者のいずれか
	水産土木	技術士・水産部門（水産土木）、技術士・総合技術監理部門（水産－水産土木）、RCCM（水産土木）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験 20 年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が 25 年以上の者のいずれか
	電気・電子	技術士・電気電子部門、技術士・総合技術監理部門（電気電子の選択科目）、RCCM（電気電子）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験 20 年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が 25 年以上の者のいずれか

業種区分	業務内容	資格等
地質調査	地質調査	技術士・建設部門（土質及び基礎）、技術士・応用理学部門（地質）、技術士・総合技術監理部門（建設－土質及び基礎）、技術士・総合技術監理部門（応用理学－地質）、RCCM（土質及び基礎）、RCCM（地質）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者又は地質調査技士のいずれか
補償関係コンサルタント	土地調査	補償業務管理士（土地調査）、測量士、土地改良補償業務管理者又は当該部門補償業務の業務経験7年以上の者のいずれか
	土地評価	補償業務管理士（土地評価）、不動産鑑定士又は当該部門補償業務の業務経験7年以上の者のいずれか
	物件	補償業務管理士（物件）又は当該部門補償業務の業務経験7年以上の者のいずれか
	機械工作物	補償業務管理士（機械工作物）又は当該部門補償業務の業務経験7年以上の者のいずれか
	営業・特殊補償	補償業務管理士（営業補償・特殊補償）又は当該部門補償業務の業務経験7年以上の者のいずれか
	事業損失	補償業務管理士（事業損失）又は当該部門補償業務の業務経験7年以上の者のいずれか
	補償関連	補償業務管理士（補償関連）又は当該部門補償業務の業務経験7年以上の者のいずれか
	不動産鑑定	不動産鑑定士

備考

- 1 技術士の括弧内は、2次試験における選択科目です。
- 2 RCCM及び補償業務管理士の括弧内は、部門です。
- 3 土木関係建設コンサルタントにおける大学又は高等専門学校を卒業後当該業務経験が20年以上の者及び高等学校又は専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者（実務経験者）については、次により申告できます。
 - (1) 1人の技術者につき、一つの業務に限り申告することができます。
 - (2) 技術士及びRCCMの資格保有者については、保有資格に係る業務以外の一つの業務について申告することができます。

次の表の左欄に掲げる資格を有する者は、それぞれ同表の右欄に掲げる資格を有する者とみなします。

資格名	対応する資格
技術士・機械部門（流体機械）、技術士・機械部門（流体工学）	技術士・機械部門（流体機器）
技術士・機械部門（建設、鉱山、荷役及び運搬機械）、技術士・機械部門（交通・物流機械及び建設機械）	技術士・機械部門（機構ダイナミクス・制御）
技術士・機械部門（機械設備）、技術士・機械部門（加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械）	技術士・機械部門（加工・生産システム・産業機械）
技術士・電気・電子部門	技術士・電気電子部門
技術士・電気電子部門（発送配変電）	技術士・電気電子部門（電力・エネルギーシステム）
技術士・建設部門（河川、砂防及び海岸）	技術士・建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋）
技術士・水道部門	技術士・上下水道部門
技術士・衛生工学部門（廃棄物処理）、技術士・衛生工学部門（廃棄物管理計画）、技術士・衛生工学部門（廃棄物管理）	技術士・衛生工学部門（廃棄物・資源循環）
技術士・衛生工学部門（空気調和施設）、技術士・衛生工学部門（建築環境施設）、技術士・衛生工学部門（大気管理）、技術士・衛生工学部門（空気調和）、技術士・衛生工学部門（建築環境）	技術士・衛生工学部門（建築物環境衛生管理）
技術士・農業部門（農業土木）	技術士・農業部門（農業農村工学）
技術士・林業部門（森林土木）	技術士・森林部門（森林土木）
技術士・総合技術監理部門（機械－流体工学）	技術士・総合技術監理部門（機械－流体機器）
技術士・総合技術監理部門（機械－交通・物流機械及び建設機械）	技術士・総合技術監理部門（機械－機構ダイナミクス・制御）
技術士・総合技術監理部門（機械－加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械）	技術士・総合技術監理部門（機械－加工・生産システム・産業機械）
技術士・総合技術監理部門（電気電子－発送配変電）	技術士・総合技術監理部門（電気電子－電力・エネルギーシステム）
技術士・総合技術監理部門（衛生工学－廃棄物管理）	技術士・総合技術監理部門（衛生工学－廃棄物・資源循環）
技術士・総合技術監理部門（衛生工学－大気管理）、技術士・総合技術監理部門（衛生工学－空気調和）、技術士・総合技術監理部門（衛生工学－建築環境）	技術士・総合技術監理部門（衛生工学－建築物環境衛生管理）
技術士・総合技術監理部門（農業－農業土木）	技術士・総合技術監理部門（農業－農業農村工学）
RCCM（河川、砂防及び海岸）	RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）
RCCM（建設機械）	RCCM（機械）
RCCM（電気・電子）	RCCM（電気電子）